

令和元年（行ウ）第275号、同第598号環境影響評価書確定通知取消請求事件

原 告 鈴木陸郎 外47名

被 告 国

2022年（令和4年）2月14日

東京地方裁判所民事第2部C d係 御中

準 備 書 面 20

原告ら訴訟代理人

弁護士 小島延夫 

弁護士 千葉恒久 

弁護士 森詩絵里 

弁護士 吳東正彦 

弁護士 長谷川宰 

弁護士 浅岡美恵 

同復代理人

弁護士 半田虎生 

弁護士 永井久楽太 

(目次)

第1 PM2.5と光化学オキシダントについて	4
1 「1 PM2.5について」に対する反論	4
(1) 最高水準の措置を講じることまでが求められるものではないとの主張について	4
(2) 原告の主張する予測・評価手法が「『思いつき』のレベルで技術的に十分な研究がなされていない対策、環境影響の重大性や事業全体の経費と比較して過剰な経費を要する対策、現実に機能し得ない対策等」ではないこと	4
(3) 環境影響評価法は被告が主張する意味での確立した科学的知見の存在を前提としていること	5
(4) 一次生成粒子に係る環境影響評価を実施すべきであったこと	6
2 「2 光化学オキシダント」について	6
(1) VOC排出濃度と光化学オキシダントの関係について	6
(2) 環境影響評価法は被告が主張する意味での確立した科学的知見の存在を前提としていること	7
第2 アセス簡略化の要件を満たさないこと（総論）	8
1 簡略化の要件を満たさないこと	8
2 簡略化の要件を欠いていること	8
(1) 旧発電所の環境影響についてのデータの欠如～上記要件①について	8
(2) 「環境影響が改善する（悪化しない）」とはいえないこと～上記要件②について	9
(3) 長期の空白期間が存在すること～上記要件③について	12
3 小括	12
第3 簡略化各論	12
1 大気汚染	12
(1) リプレース前後の比較について	12
(2) 学校等の施設への着地濃度の調査を実施すべきであったこと	13

(3) 予測地点の選定に合理性がないこと	13
(4) 予測地点を一般局に限定し、自排局を含めなかつたことについて	14
2 溫排水について	15
(1) 簡略化の要件を満たさないこと	15
(2) 「漁業への影響についての調査・予測・評価までは求められていない」との被告の主張に対する反論	15
3 撤去工事について	16

(被告準備書面（10）に対する反論)

第1 PM2.5と光化学オキシダントについて

1 「1 PM2.5について」に対する反論

（1）最高水準の措置を講じることまでが求められるものではないとの主張について

被告は、原告の「取りうる手法があれば取ることが環境影響評価法の制度の趣旨に適う（原告準備書面14の9頁）」との主張に対し、技術的に十分な研究がなされていない対策、環境影響の重大性や事業全体の経費と比較して過剰な経費を要する対策等を講じることは求められておらず、環境保全等のために常に最高水準の措置を講じることまでが求められているものではない旨主張する。

しかしながら、原告が主張しているのは、判断時点において科学的見地から認められる予測・調査手法が存在しているのであれば、当該手法を用いて予測・評価すべきであるということであって、被告の「最高水準の措置を講じることまでが求められるものではない」との主張は議論の前提を異にする。

（2）原告の主張する予測・評価手法が「『思いつき』のレベルで技術的に十分な研究がなされていない対策、環境影響の重大性や事業全体の経費と比較して過剰な経費を要する対策、現実に機能し得ない対策等」ではないこと

原告は、「手法と課題」（甲200）に基づき、本件事業者において、PM2.5による環境影響を予測・評価することが可能である旨主張している（原告準備書面14の10頁）。同書記載PM2.5の予測・評価手法は、環境省が公表し、その実施を推奨しているものである。それは「思いつきのレベルで技術的に十分な研究がなされていない対策」や「現実に機能し得ない対策」にあたるものではない。

また、PM2.5については、短期曝露により死亡、循環器系への影響、心室性不整脈、血栓リスク等を引き起こすこと、長期曝露により死亡、循環器系への影響、発がん、中枢神経システムへの影響を生じさせることなど、生命身体へ

の重大な被害をもたらすことが明らかとなっている（原告準備書面14の8頁参照）。PM2.5による環境影響は極めて重大であるといえ、仮に本件火力発電所の設置稼働によりPM2.5による健康被害が発生した際のリスクマネジメントとして、PM2.5による環境影響を予測・評価することが事業全体の経費と比較して過剰な経費を要する対策ともいえない。

以上より、原告らはまさに可能な調査・予測・評価を行うことと「事業者において実行可能なより良い対策を採用」すべきであったことを主張しているのであって、被告の主張は失当である。

（3）環境影響評価法は被告が主張する意味での確立した科学的知見の存在を前提としているないこと

被告は、「PM2.5については『既に得られている科学的知見に基づく限り（環境影響評価法11条4項），現段階において、参考項目にするには、なお科学的に検討を要する段階にある』旨主張する（被告準備書面10の5頁）。

しかしながら、環境影響評価法11条4項は「すでに得られている科学的知見に基づき主務省令を定める」と定めるにとどまっており、科学的知見の確立を要求しているのではない。

環境影響評価法は、環境に対する深刻又は不可逆な被害のおそれがある場合、科学的不確実性があってもなおリスク評価を行うという事前の手続きを設定するとともに、その間の活動を停止させるという形で、予防原則を反映する（大塚直『環境法BASIC第2版』有斐閣、2016年、38頁参照）。同法が、予防原則を反映する法令であることは、同法14条1項7号イが不確実性を含む評価項目を含んでいること、基本的事項第四の五(2)キが予測の不確実性の検討を求めていることからも明らかである。

このような規定の文言及び同法が反映している予防原則からすれば、環境影響評価法11条4項が確立された科学的知見の存在を前提としていると解することはできない。

以上より、発電所アセス省令における参考項目の選定につき科学的知見の確

立が必要であることを前提とする被告の主張が失当であることは明らかである。被告の解釈は、不可逆的な環境保全上の支障が生じる可能性が存在すれば科学的な確実性が不確実であっても環境保全措置を講じることを要請する予防原則（環境と発展に関するリオ宣言第15原則。なお、同原則は日本も採択している。）、更にリオ宣言に整合する環境基本法にも反するといわざるをえない。

（4）一次生成粒子に係る環境影響評価を実施すべきであったこと

PM2.5は、工場などにおける焼却から直接発生する粒子である一次生成粒子、ガス状物質として大気中へ放出されたものが、放出後に化学変化を受けて粒子となる二次生成粒子に分類される。この点、被告は、「手法と課題」（甲200）における「二次生成粒子の予測は、科学的知見が蓄積されるまでは行わないことを基本とする。」との記載等に基づき、PM2.5についての環境影響評価を事業者が実施しなかったことの合理性を主張する。

しかしながら、PM2.5の生成機構が判明しないのは大気中で化学反応により粒子化する二次生成粒子にとどまり、発生源から直接粒子として排出される一次生成粒子について環境影響評価を実施しない理由にはならない。この点の被告の主張は反論になっていない。

少なくとも一次生成粒子については予測・評価手法が存在した以上は、PM2.5のうち一次生成粒子だけでも予測・評価をすべきだった。

こうした予測・評価を実施していない環境影響評価手続には、瑕疵があるといわざるを得ない。

2 「2 光化学オキシダント」について

（1）VOC排出濃度と光化学オキシダントの関係について

被告は、VOCの排出濃度を把握することによって、光化学オキシダントの環境影響の予測評価が可能なことについて原告らが主張立証をしていない、と論難する。

しかしながら、大気汚染防止法の平成16年改正において、VOCが光化学オキシダントの原因物質であることに鑑み、VOCの排出抑制（排出濃度規制。同法17条の3以下。）が導入されたことを踏まえれば、遅くとも平成16年の時点でVOCの排出抑制が光化学オキシダントの削減に寄与するという科学的知見が存在したというべきである。そうすると、本件火力発電所についても、同発電所からのVOCの排出濃度を把握することにより光化学オキシダントによる環境影響を予測・評価させることができることは明らかである。

なお、前記1(3)のとおり環境影響評価制度は、環境に対する深刻又は不可逆な被害のおそれがある場合、科学的な不確実性があってもなおリスク評価を行う事前審査手続きを設定するとともに、その間の活動を停止させるという形で予防原則を反映するものである。よって、仮に、被告がVOCの排出抑制が光化学オキシダントの削減につながるという因果関係の主張立証を求めているのであるとすれば、それは環境影響評価制度の制度趣旨に反し、失当である。

（2）環境影響評価法は被告が主張する意味での確立した科学的知見の存在を前提としていないこと

被告は、光化学オキシダントについては、更なる知見の蓄積が必要であり、「既に得られている知見に基づき」定められるべき主務省令である発電所アセス省令において、環境影響評価の項目として規定されるべき状況にはなかった旨主張する。

しかしながら、前記1(3)のとおり、環境影響評価法は被告が主張する意味での確立された科学的知見の存在を要求していない。同法は、判断時点において科学的見地から認められる予測・調査手法を用いて環境影響評価を行い、可能な限り環境負荷を低減することを求めているのである。

よって、光化学スモッグが粘膜を刺激し、頭痛等をもたらすなど健康や生活環境に深刻な影響を与えることが判明しており（原告ら準備書面14の11頁参照）、遅くとも平成16年時点でVOCの排出抑制が光化学オキシダントの削減に寄与するという科学的知見が存在した（前記2(1)参照）のであるから、事

業者は光化学オキシダントについて環境影響評価の項目とし、VOCの排出濃度の把握等により環境影響評価することが求められていたというべきである。

第2 アセス簡略化の要件を満たさないこと（総論）

1 簡略化の要件を満たさないこと

本件環境アセスが、発電所アセス省令における「類似の事例により（環境）影響の程度が明らか」という要件を満たしていないことは、原告準備書面8及び同14で述べたとおりである。この点について、被告は準備書面（10）において依然として無理な主張を重ねるので、以下、反論をおこなう。ただし、原告の主張はすでに詳細に述べたので、本書面では被告の主張の明らかな誤謬の指摘にとどめる。

2 簡略化の要件を欠いていること

アセスの簡略化が認められるのは、「類似の事例により（環境）影響の程度が明らか」という発電所アセス省令の要件を満たす場合に限られる。この点については原被告間に争いがない。

原告は、上記の要件に関し、リプレース案件においてこの要件を満たすためには以下の3つの要件を満たすことが必要である、と主張している。

- ① 旧施設による環境影響が十分に調査されデータが蓄積していること
- ② 環境影響が改善すること（悪化しないこと）
- ③ 空白期間が存在しないこと

しかし、以下に述べるように、本件では上記のいずれの要件も満たしていない。

なお、被告もアセスの簡略化が許容されるためには、上記の①と②の要件を満たす必要があることについては概ね認めている（被告準備書面（4）24頁以下）。

（1）旧発電所の環境影響についてのデータの欠如～上記要件①について

旧発電所の建設時には環境影響調査がおこなわれていない。稼働後の環境影

響に関するデータも、施設周辺での一般局／自排局の大気汚染データなど極めて断片的なものにとどまっている。温排水による海洋への影響など、およそ調査がなされていないものもあり、「（環境）影響の程度が明らか」と言えるほどの環境データは存在しない。発電所アセス省令が「類似の事例により（環境）影響の程度が明らか」な場合に調査予測の簡略化を認めている趣旨は、アセスにおける調査予測を必要としない、という点に尽きるが、本件ではアセスにおける調査予測を代替しうる調査結果はどこにも存在しない。

この点については、従前の原告準備書面において指摘をおこなっているが、被告はいまだに、何をもって「（環境）影響の程度が明らか」というのかについて主張をおこなわない。そもそも、被告は、何をもって「類似の事例により（環境）影響の程度が明らか」とするのか、という点について、省令の要件に沿った形で具体的な主張をおこなっていない。被告は「合理化ガイドライン」を持ち出し、同ガイドラインに「適合する」との主張をおこなうが、このガイドラインは単なる指針にすぎないのであるから、肝心の省令上の要件を満たすことを主張しなければそもそも主張としての体をなしていないと言うほかない。

（2）「環境影響が改善する（悪化しない）」とはいえないこと～上記要件②について

リプレース案件において「類似の事例により（環境）影響の程度が明らか」として簡略化が許容される理由は、リプレースによって環境影響の低減が図られることがある。したがって、「環境影響が改善する（悪化しない）」に該当すると言えるのは、旧発電所が現実にもたらしている環境影響と新設発電所によってもたらされる環境影響を比較し、後者のほうが環境影響が改善する（悪化しないこと）といえる場合に限られる。これは、簡略化の趣旨から素直に導かれる解釈といえる。

ところが、被告は、新旧発電所の「定格出力値による比較しか行い得ない」として、本件はそうした定格出力による比較で「環境影響が改善する（悪化し

ない)」の要件を満たしている、と主張する。その理由として、被告が掲げるのは、①「新設発電所による現実の環境影響が稼働後に初めて把握される」ものである、②「旧発電所との比較は指標を揃える必要がある」という2点である（被告準備書面（10）9頁）が、以下のとおり、被告の主張はいずれも失当である。

ア ①について

新設発電所による環境影響はいまだ存在しないのであるから、比較の対象が新設発電所による環境影響の予測であることは当然である。原告が言うところの「環境影響の低減」も予測される環境影響との比較を前提としている。こうした予測が可能である以上、予測される環境影響との比較を放棄する理由はどこにもない。環境影響の原因物質の排出量について合理的な予測をおこなうことは可能なのであるから、こうした予測に基づき「低減」の有無を検討することに何らの支障もない。

ところが、被告はこうした予測があたかも不可能であるかのように主張し、旧発電所が現実に排出していた汚染物質の量とそれに起因する環境影響との比較を一切放棄しようとする。その一方で、被告は、簡略化の趣旨に関する説明においては、リプレースによる「環境負荷の低減」（被告準備書面（10）24頁）に言及しており、主張としての一貫性を欠いているというほかない。

イ ②について

旧発電所から排出されていた汚染物質等の量と新設発電所において予想される汚染物質等の排出量を比較することは容易である。そこには指標の齟齬という問題は全く存在しない。原告の主張でも、従前から旧発電所における現実の排出量に焦点を合わせている。旧発電所においては大気汚染物質、温室効果ガス、温排水などの実際の排出量に関するデータが存在するし、新設発電所についても稼働後に予測される稼働率から排出量を予想することは容易である。新旧の汚染物質等の排出量を基準として環境影響の低減の有無を判断するうえで支障は全く存在しない。

「定格出力による」という被告の主張の問題点は、現実から全く乖離した「環境影響の低減」を理由とするアセスの簡略化を許容してしまう点にある。すなわち、旧発電所が長期にわたり低い稼働率で稼働していた場合や全く稼働していなかった場合には、旧発電所においては定格出力時の排出量よりはるかに少ない汚染物質等しか排出されず、それを前提に環境が安定的に形成されている。こうしたケースでは、新設発電所が稼働すれば汚染物質等の排出量がむしろ増加し、環境影響が悪化することが懸念されるため、新設発電所による環境影響を仔細に調査・予測・評価する必要性がある。環境影響の悪化が懸念される以上、アセスを簡略化してまでリプレースの実施を急ぐ必要性もない。被告が主張する定格出力による稼働時の汚染物質・温排水の排出量は、当該施設における最大量に他ならないが、これは現実を反映しないマックスの排出量である。こうした架空の排出量、架空の「環境影響」との比較における「低減」を理由にアセスを簡略化する理由はどこにも存在しない。

被告の主張は、事業が環境に現実に及ぼすであろう影響を調査・予測・評価することを旨とする環境影響評価制度の趣旨にも真っ向から反している。発電所アセス省令でも、簡略化は「必要に応じ」認められているものにすぎない。この「必要に応じ」という要件は、事案の状況に応じて、という趣旨と解されるが、ここには被告が主張するような現実離れした想定を前提にした簡略化を許容する趣旨を読み込むことはできない。同省令は、「環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第一項の規定により選定された手法の見直しを行うものとする」（同省令22条4項）とも定めており、アセスの過程でも隨時、状況に応じて手法の見直しをおこなうことを要求している。調査手法の選定についても、「特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ（る）」ことを要求し、後者については「特定対象地域特性を踏まえるに当たっては、当該特定対象地域特性が時間の経過に伴つて変化することに留意するものとする」との注意書きまでおこなっている（24条1項）。これらの発電所アセス省令の規定には、実際の事業や地域の特性

を踏まえたアセスの実施を求める趣旨が明確に示されているのである。被告の主張は、こうした規定の趣旨にも完全に反している。

以上のように、被告が主張するような定格出力による比較は、それを合理化する理由が皆無であるうえ、法令の趣旨にも明らかに反している。本件では

「低減」という簡略化の要件が存在しないことは明らかである。さらに付言すれば、温室効果ガスの排出に関して言えば、「低減」という概念は存在せず、さらなる温室効果ガスの排出は環境を必然的に悪化させる（原告準備書面15で詳述したとおり）。

（3）長期の空白期間が存在すること～上記要件③について

旧発電所は、長期にわたり稼働率が極めて低い水準にとどまっており、フル稼働時（定格出力に近い稼働時）とは異なる環境が施設周辺に安定的に形成されていた。こうした環境に対し、新発電所の稼働がいかなる影響を及ぼすかについての調査・予測・評価は不可欠である。

この点について、被告は何ら反論らしき反論をおこなわない。

3 小括

以上のとおり、本件環境アセスにおける簡略化が発電所アセス省令に反していることは明らかである。

第3 簡略化各論

1 大気汚染

（1）リプレース前後の比較について

被告は、新設発電所の排出量に係る予測につき、定格出力値を用いる以上、旧発電所についても定格出力値を使用して比較指標をそろえなければ比較の意味をなさない旨主張する（被告準備書面10の11頁）。

この被告の主張が明らかに失当であることは上述したとおりである。排ガスについて、新旧発電所を比較して、新設発電所において環境負荷の低減が図られ、かつ、土地改変等による環境影響が限定的となるかどうかを適切に評価す

るためには、本来的には新旧の排出量（新施設については予測量）を比較する必要があるし、こうした比較は可能である。旧発電所について定格出力にて排出量を算出する理由はどこにもない。

（2）学校等の施設への着地濃度の調査を実施すべきであったこと

被告は、学校や病院といった施設は社会的状況の把握の一環として調査の対象になっているにすぎず、発電所アセス省令25条1項3号により予測地点とすることが義務づけられるものではない旨主張する（被告準備書面10の13頁）。

しかしながら、そもそも同省令4条1項2号ロ(5)が学校等の社会的状況の把握を求めているのは、環境影響を受けやすい地域、環境の観点から法令で指定されている地域、環境が悪化している地域など、地域特性に応じて環境影響評価を行わせるためであり、それがその事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するという環境影響評価法の目的（同法1条）に資するからである。

そうすると、社会的状況の把握によって明らかになった学校等の施設がある場合には、「保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点」として、当該学校施設等が調査、予測地点として選定されなければならなかつたというべきである。

（3）予測地点の選定に合理性がないこと

被告は、本件環境影響評価手続では、発電所の半径20kmの範囲の予測地域のうち、発電所排ガスの最大影響となると予測した地点を「環境影響を的確に把握できる地点」として予測地点に選定することで、同半径20kmの範囲の予測地域全体における発電所の影響がその最大値以下になることが示されており、これにより同半径20kmの範囲の予測地域全体における環境影響評価手続が適法に実施された旨主張するようである（被告準備書面10の13頁ないし14頁）。

しかしながら、発電所アセス省令25条1項3号は学校等の施設など「当該

保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点」を予測地点として選定することを要請しているのであり、発電所を中心とした半径20kmの範囲内のうち最大着地濃度出現距離2.2kmの地点を予測地点として選定してもそれは同範囲内で着地濃度が最大着地濃度出現距離2.2kmの地点よりも大きくならないということにとどまり、学校等の施設など「当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点」を選定したことにはならない。

原告準備書面14の32頁で主張したように、手引に従い、住居地域等保全の対象となる地域の存在（本件では、半径20km圏内に広がる市街地や病院などが挙げられる。）や現況濃度が高いレベルにある地域（二酸化窒素の短期曝露の指針値を超える地点（横須賀市西行政センター等）や自排局が設置されている地点。）を考慮して選定されなければならない。環境アセスメント制度では、住環境や既存の環境影響の程度により環境影響を受けやすいため特に配慮が必要であるとして、予測地点としての選定を要請しているのである。被告の前記主張はこうした制度の趣旨に明らかに反している。

（4）予測地点を一般局に限定し、自排局を含めなかつたことについて

被告は、一般局及び自排局の設置目的からして、一般局のみを予測地点に限定することは発電所アセス省令23条1項2号等に照らし、適切かつ効果的であるといえ、誤りではない旨主張する（被告準備書面10の17頁ないし18頁）。

しかしながら、原告が主張しているのは、自排局設置地点は現況濃度が相対的に高いレベルにある可能性が高い地点であるから、このような場所については、発電所の稼働によってどのような影響が及ぶかを特に慎重に評価しなければならないということである。

原告準備書面14の32頁で述べたように、現況濃度が相対的に高いレベルにある地域については、既存の環境負荷と本件発電所による環境負荷が相まって、より深刻な環境負荷が発生するおそれがある。手引の記載や環境アセスメント制度の趣旨からすれば、自排局設置地点についてはむしろ予測地点として

選定することが求められているというべきである。大気汚染防止対策においても、固定発生源と移動発生源双方の対策が求められている（同法1条、19条以下の規定等）。

2 温排水について

本件新設発電所による温排水は、周辺海域の漁業資源や生物に大きな影響を及ぼす。この点について、調査・予測が必要であることはすでに原告準備書面

(8) 15頁以下で詳しく述べた。ところが、本件環境アセスでは調査・予測が簡略化されている。

(1) 簡略化の要件を満たさないこと

本件新設発電所の稼働後に、既設発電所を大きく上回る量の温排水が排出されることについては、すでに原告準備書面14（33頁以下）において主張した。

平成13年から同27年までの間の平均量で見ても、新設発電所の稼働後の温排水量（年間温排水熱量の合計）は5倍以上になる（同書面36頁）。

毎秒あたりの数値で比較しても、既設発電所の平成24年度の温排水量は「 $214^{\circ}\text{C} \cdot \text{m}/\text{s}$ 」であったのに対し、新設発電所の稼働後は「 $399^{\circ}\text{C} \cdot \text{m}/\text{s}$ 」の温排水が排出されると予測されている。後者のデータは、本件環境アセスの評価書に記載されている数値（乙8・1239頁）であり、本件事業者及び被告は、「低減」どころか増加することを明確に認識していたといえる。それにもかかわらず、本件環境アセスでは、定格出力による稼働時における温排水量（ $640^{\circ}\text{C} \cdot \text{m}/\text{s}$ ）と比較することによって「低減する」という評価をおこなったが、これがまやかし以外の何物でもないことは、すでに原告準備書面13などで指摘したとおりである。

この点について、被告は反論らしき反論をおこなっていない。

(2) 「漁業への影響についての調査・予測・評価までは求められていない」との被告の主張に対する反論

被告は、発電所アセス省令22条1項1号所定の「人の健康、生活環境又は

「自然環境に及ぼす環境影響」は、「水温」への影響とその結果としての魚介類・藻類に及ぼす影響に限定される、という解釈を前提に、動植物を資源として捉えた場合の漁獲高等漁業資源への直接的影響は調査・予測の対象に含まれない、と主張している。

しかし、すでに原告準備書面14（37頁以下）において詳しく述べたように、発電所アセス省令にいう「生活環境」が「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む」ことは、環境基本法（2条3項）でも明確にされている。被告が作成した「発電所アセスの手引き」でも、「漁場の状況」などが調査対象として掲げられており、本事業者自身、「対象実施地域区域の周辺海域を対象に」調査をおこなう旨の回答をおこなっている。いうまでもなく漁業は「人の生活」の一部であり、漁業の対象となっている魚介類・藻類は、環境アセスにおいて調査予測すべき対象であることは誰の目にも明らかである。

被告は、「漁業への影響は調査対象外である」と主張するが、原告が調査予測の必要性を主張しているのは、漁獲高など漁業そのものについての調査ではなく、漁業の対象となっている魚介類・藻類に温排水が及ぼす影響である。こうした魚介類・藻類は、明らかに「人の生活に密接に関係する動植物及びその生育環境」に該当するのであるから、温排水が及ぼす影響について「調査する必要がない」ということにはならない。被告の主張は、「人の生活」（そのもの）は環境アセスの対象外であるから、「人の生活に密接に関係する動植物及びその生育環境」については「調査する必要がない」と言うに等しいものであって、詭弁以外の何物でもない。

3 撤去工事について

被告は、旧発電所の撤去工事による環境影響をアセスの対象から外したことについて、本件環境アセスがアセス簡略化の要件を満たすことを前提に、これを正当化しようとしている。

しかしながら、前述のとおり、本件環境アセスにおいてアセスを簡略化する理

由は全く存在しない。

旧発電所はタービン8基、ボイラー6基のほか複数の建屋・煙突などを含んでおり、それ自体大規模な施設なのであるうえ、アスベストの含有など、特有な問題も存在する。こうした旧発電所の解体・撤去工事が環境に及ぼす影響については調査・予測・評価が不可欠である。アセスの簡略化要件が存在しないにもかかわらず、これらの調査・予測及び環境影響の低減策についての検討を怠った本件環境アセスには重大な瑕疵があることは明らかである。

以上